

平成 21 年 7 月 10 日

研究費の不正使用に係る調査報告について

報 道 機 関 各 位

国立大学法人東京大学

本学の公的研究費の執行において、不正使用による会計処理が判明し、調査が終了しましたので、ご報告致します。

対象となる事案の概要等は、以下のとおりです。

1. 事案の概要等

本学教授計 3 名は、平成 16 年度から平成 19 年度までの公的研究費の執行において、架空発注を行って別の物品を購入するという不正な会計処理を行っていた。

2. 不正使用の総額等

公的研究費等調査委員会の調査の結果、以下のとおり不正使用の事実を確認した。

区 分	部局等	職名等	年度	研究費の種別	金額（円）
事案 1	薬学系研究科	教授（40 歳代）	18	科学研究費補助金	6,504,595
事案 2	医学系研究科	教授（50 歳代）	16	大学運営経費	1,134
			16	受託研究費	5,699
			16	科学研究費補助金	53,361
			17		380,076
			18		143,584
事案 3	農学生命科学研究科	教授（50 歳代）	19	科学研究費補助金	444,214
総 額					7,532,663

3. 不正使用の使途

不正使用額の使途について調査した結果、いずれも研究遂行の用途に充てられており、私的流用の事実は認められなかった。

4. 事案の概要

・事案 1

平成 18 年の研究室移転に伴い、平成 18 年 5 月、実験台、流し台等の付帯設備を取引業者から購入したため、これを平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月にかけて、公的研究費によりトナーやフラスコなどの研究用消耗品を架空発注することで未払金総額約 614 万円を精算した。

また、平成 18 年度に、机、椅子や什器類の購入（総額約 36 万円）のために C D - R などの消耗品を架空発注した。

・事案 2

平成 17 年度及び平成 18 年度、公的研究費により文具などの消耗品を架空発注し、実際には研究課題に関するアンケート調査の協力者への謝礼用の図書カード総額約 45 万円分を購入した。

なお、図書カードは全ての協力者へ配られた。

また、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、年度末に小額となった公的研究費の残額(総額約 13 万円)について文具などの消耗品を架空発注し、後日、茶器などを納品させた。

・事案 3

平成 19 年度、公的研究費約 44 万円について、期限内に執行するため、滅菌シャーレなどの研究用消耗品を架空発注し、後日、感熱記録紙などの別の研究用消耗品(一部は発注どおり)を納品させた。

5. 本学の対応等

不正使用に関与した教員等への処分

- ・不正使用に関与した教授 3 名については、東京大学教員懲戒手続規程に基づき、既に懲戒委員会に付議しており、その審議結果に基づき厳正に対処する。
- ・不正使用に関与した取引業者 3 社については、本学物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領に基づき、今後、取引停止等の措置を検討する。

不正使用された額の返還

不正使用された額については、資金配分機関の請求に基づき、返還する予定。

再発防止に向けての取組み

- ・公的研究費の適正使用に関する教職員の意識啓発に努める。
- ・全学における納品検収体制を改善するため、管理部門による発注情報の把握及び請求書を管理部門で受理する仕組みを構築する。
- ・納品検収を複数名で行わせ、納品書に複数名のサイン及び検収日を記入させることを全部局で実施する。
- ・大学職員による抜き打ちチェック、同一・同類の物品を多量に購入するなどの不自然な取引の確認などを実施する。
- ・すべての取引業者に対し、本学の調達に関する基本方針を理解し、不正を行わないなどを内容とする誓約書の提出を求めるとともに、リーフレットの配付、ポスター等の掲示を行うなど、啓発活動の推進を積極的に行う。

本学の教員による公的研究費の不正使用が行われたことは、誠に遺憾である。

再びこのような事態が起こらぬよう、公的研究費の適正な執行についての周知徹底と再発防止に取り組む所存である。

東京大学理事・副学長（研究担当）

松 本 洋一郎